

令和元年度
第1回志布志市総合教育会議

令和元年8月28日(水)午前10時～
志布志市役所本庁2階 庁議室

< 会 次 第 >

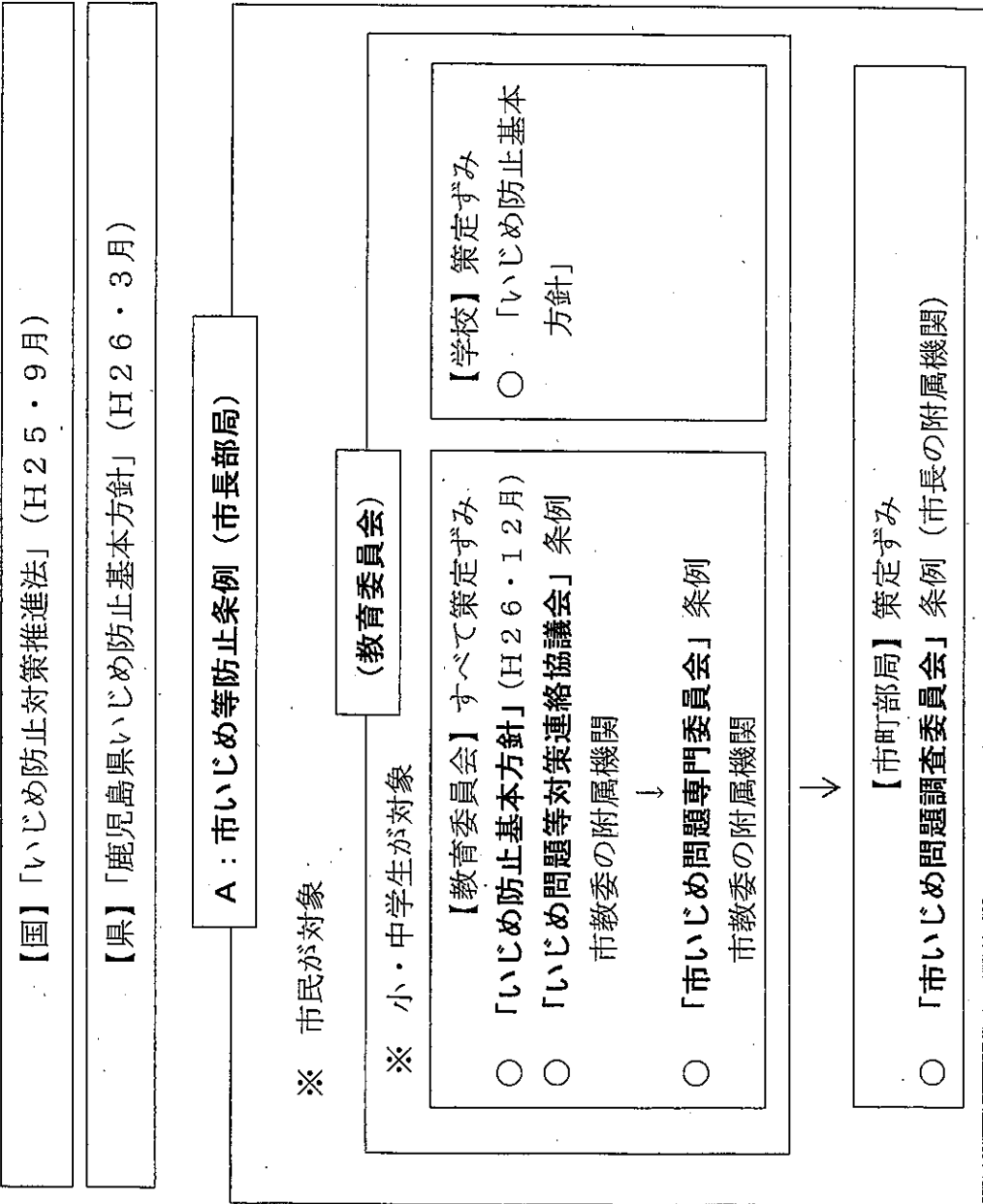
- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 報 告
 - (1) いじめ等防止条例について
 - (2) ひきこもり対応等について
 - (3) 山重幼稚園について
- 4 協 議
- 5 その他
- 6 閉 会

令和元年度 第1回志布志市総合教育会議 出席者名簿

	職 名	氏 名	備 考
1	市 長	下 平 晴 行	
2	教育委員	松 原 治 美	
3	教育委員	島 津 陽 亮	
4	教育委員	津 町 千 代 子	
5	教育委員	益 田 裕 子	
6	教育長	和 田 幸 一 郎	
7	副市長	武 石 裕 二	事務局
8	総務課長	山 田 勝 大	
9	教育総務課長	徳 田 弘 美	
10	教育総務課長補佐	坂 元 正 知	
11	教育総務課総務係長	吉 松 裕 美	
12	有明教育分室教育係長	菅 間 省 治	
13	学校教育課長	谷 口 源 太 郎	
14	学校教育課参事兼指導係長	福 留 健 之	
15	学校教育課参事兼指導主事	吉 永 秀 和	
16	学校教育課参事兼指導主事	上 之 園 善 孝	
17	学校教育課長補佐	高 野 利 彦	
18	生涯学習課長	萩 迫 和 彦	
19	生涯学習課長補佐	黒 川 晃	
20	市民環境課長	留 中 政 文	
21	市民環境課長補佐	児 玉 雅 史	
22	市民係長	松 永 純 子	
23	福祉課長	北 野 保	
24	福祉課長補佐	木 村 勝 志	
25	総務課長補佐	黒 石 直 也	

いじめ等防止条例作成のイメージ

令和元年8月28日



志布志市いじめの防止等に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 いじめ防止基本方針（第10条・第11条）
- 第3章 いじめの防止等のための対策
 - 第1節 いじめの防止（第12条—第17条）
 - 第2節 いじめの早期発見（第18条）
 - 第3節 いじめへの対処（第19条—第21条）
- 第4章 重大事態への対処（第22条—第24条）
- 第5章 情報の提供（第25条）
- 第6章 総合教育会議における協議（第26条）
- 第7章 附属機関
 - 第1節 志布志市いじめ問題対策連絡協議会（第27条—第33条）
 - 第2節 志布志市いじめ問題専門委員会（第34条—第40条）
 - 第3節 志布志市いじめ問題調査委員会（第41条—第44条）
- 第8章 雑則（第45条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市、保護者、地域住民その他の主体の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校及び高等学校をいう。

- (4) 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、学校が、全ての児童生徒にとって安心でき、かつ、自己有用感及び自己肯定感を高める楽しい学びの場であるべきことを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを受ける側にも行う側にもなり得るとの認識の下、いじめを早期に発見し、及び適切かつ迅速に対処すべきことを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、暴力や暴言が児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすことを考慮し、児童生徒が健やかに育つことのできる環境の実現を目指して行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、いじめの要因を把握し、いじめの再発を防止することを旨として行われなければならない。

5 いじめの防止等のための対策は、地域における交流が児童生徒の自己有用感及び自己肯定感を高めることに資することに鑑み、地域における活動及び行事がいじめの防止等に資すると認識に立って取り組まれるものとする。

（いじめの禁止及び児童生徒の心構え）

第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

2 児童生徒は、自己を大切にするとともに、他者を思いやるよう努めるものとする。

（市の責務）

第5条 市は、第3条及びいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育委員会の責務）

第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、本市が設置する学校（以下「市立学校」という。）におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（市立学校及び市立学校の教職員の責務）

第7条 市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該市立学校に在籍する児童生徒の保護者及び地域住民並びに関係機関との連携を図りつつ、当該市立学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該市立学校に在籍する児童生徒がいじめを行い、又は受けていると思われる

るときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に、当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市、教育委員会及び市立学校が実施するいじめの防止等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(地域住民の責務)

第9条 地域住民は、それぞれの地域において児童生徒の健全な育成を図ることができる環境づくりに努めるものとする。

2 地域住民は、いじめがあると思われるときは、当該いじめに関係する児童生徒が在籍する学校又は教育委員会へ当該いじめに係る情報を提供するよう努めるものとする。

3 地域住民は、市、教育委員会及び市立学校が実施するいじめの防止等のための施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針

(志布志市いじめ防止基本方針)

第10条 市は、法第12条の規定により、志布志市いじめ防止基本方針を定めるものとする。

2 市は、前項の志布志市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第11条 市立学校は、法第13条の規定により、当該市立学校の実情に応じ、当該市立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下この条において「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更しようとするときは、当該市立学校に在籍する児童生徒、その保護者その他の関係者の意見を聴く機会を設けるものとする。

3 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、これを当該市立学校の全ての教職員、当該市立学校に在籍する児童生徒、その保護者その他の関係者に周知するものとする。

第3章 いじめの防止等のための対策

第1節 いじめの防止

(市立学校におけるいじめの防止)

第12条 教育委員会及び市立学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 市立学校は、当該市立学校におけるいじめを防止するため、当該市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者に対するいじめの防止等に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

3 市立学校は、当該市立学校に在籍する特に配慮が必要な児童生徒について、当該児童生徒の保護者との連携の下、必要に応じて関係機関と連携を図りつつ、いじめの防止等のための対策を講ずるものとする。

4 市立学校の教職員は、当該市立学校の教育活動その他の活動を通じて、当該市立学校に在籍する児童生徒の自己有用感及び自己肯定感を高めるよう配慮するものとする。

5 市立学校の教職員は、当該市立学校に在籍する児童生徒に対し、体罰を加え、及び不適切な指導（児童生徒の人間性又は人格の尊厳を損ね、又は否定する言動を伴う指導をいう。）を行ってはならない。

(いじめの防止等のための教職員の資質の向上等)

第13条 市立学校は、当該市立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会は、市立学校が前項の措置を講ずることができるよう、いじめの防止等のための対策に関する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(保護者等におけるいじめの防止)

第14条 児童生徒の保護者、兄弟姉妹その他の親族及び同居人（次項において「保護者等」という。）は、当該児童生徒に対し、虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為をいう。）をしてはならない。

2 保護者等は、その言動が当該児童生徒の心身に与える影響に配慮し、当該児童生徒の心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

第15条 保護者は、その保護する児童生徒を、地域における活動及び行事に参加させるよう努めるものとする。

2 保護者は、地域における活動及び行事に協力するよう努めるものとする。

(地域住民におけるいじめの防止)

第16条 地域住民は、その地域における活動及び行事を通じて、その地域に居

住する児童生徒との交流に努めるものとする。

(啓発活動)

第17条 市は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第2節 いじめの早期発見

第18条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめを早期に発見し、適切かつ迅速に対処するため、当該市立学校に在籍する児童生徒に対するいじめに関する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市立学校は、当該市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該市立学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。

3 市長及び教育委員会は、市立学校が前項の体制を整備することができるよう、専門的な知識を有する教職員の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3節 いじめへの対処

(いじめに対する措置)

第19条 児童生徒若しくはその保護者からいじめに係る相談を受けた者又はいじめを行い、若しくは受けていると思われる児童生徒を把握した者は、速やかに、当該児童生徒が在籍する学校に直接又は教育委員会を經由して情報を提供するよう努めるものとする。

2 市立学校は、前項の規定による情報の提供があったときその他当該市立学校に在籍する児童生徒がいじめを行い、又は受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

3 市立学校は、当該市立学校においていじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該市立学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を組織的かつ継続的に行うものとする。

4 市立学校は、第2項の措置又は前項の支援、指導若しくは助言に当たっては、当該いじめの事案に係る児童生徒及びその保護者との共通の理解の下に行われるよう配慮するものとする。

5 教育委員会は、第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該市立学校に対し、必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを

指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第20条 市立学校の校長及び教員は、当該市立学校に在籍する児童生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定により、適切に、当該児童生徒に対して懲戒を加えることができる。

(出席停止その他の措置)

第21条 教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定により児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を速やかに講ずるものとする。

第4章 重大事態への対処

(基本原則)

第22条 市立学校に在籍する児童生徒に法第28条第1項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生したときは、市長、教育委員会及び当該市立学校は、当該重大事態に係るいじめを受けた児童生徒の生命、心身及び財産の保護を最も優先して対処しなければならない。

2 市長、教育委員会及び市立学校は、重大事態への対処及びその公表に当たっては、当該重大事態に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向に配慮しなければならない。

(市対処方針)

第23条 教育委員会は、重大事態が発生した場合の対処の方針(次項及び次条第1項において「市対処方針」という。)を定めるものとする。

2 教育委員会は、市対処方針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを市立学校に通知するものとする。

(学校対処方針)

第24条 市立学校は、市対処方針に基づき、当該市立学校における重大事態への対処の方針(次項において「学校対処方針」という。)を定めるものとする。

2 市立学校は、学校対処方針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを当該市立学校の全ての教職員に周知するものとする。

第5章 情報の提供

第25条 市長及び教育委員会は、市立学校以外の学校に在籍する児童生徒に係るいじめの情報の提供を受けたときは、次の各号に掲げる当該児童生徒が在籍する学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該情報を提供す

るものとする。

- (1) 鹿児島県が設置する学校 鹿児島県教育委員会
- (2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する学校（鹿児島県知事が所轄する学校に限る。） 鹿児島県知事

第6章 総合教育会議における協議

第26条 市長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の総合教育会議において、必要に応じ、いじめの防止等のための対策に関する協議を行うものとする。

第7章 附属機関

第1節 志布志市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第27条 法第14条第1項の規定に基づき、志布志市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第28条 連絡協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

（組織）

第29条 連絡協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 自治会の代表者
- (2) 市立学校保護者の代表者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 教育委員会事務局の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第30条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第31条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第32条 連絡協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第33条 連絡協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

第2章 志布志市いじめ問題専門委員会

（設置）

第34条 法第14条第3項の規定に基づき、志布志市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第35条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

（組織）

第36条 専門委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

（会議）

第37条 専門委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（秘密の保持）

第38条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（準用）

第39条 第30条及び第31条の規定は、専門委員会について準用する。この場合において、第31条中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項及び第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第40条 専門委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

第3章 志布志市いじめ問題調査委員会

(設置)

第41条 法第30条第2項の規定に基づき、志布志市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第42条 調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。

(組織)

第43条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(準用)

第44条 第31条、第33条、第37及び第38条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第31条中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項及び第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

第8章 雑則

(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例の廃止)

2 志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成27年志布志市条例第12号）は、廃止する。

(志布志市いじめ問題対策連絡協議会に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例（以下「旧条例」という。）第2条の規定により置かれた志布志市いじめ問題対策連絡協議会（以下この項及び次項において「旧協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第29条第2項の規定により連絡協議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命

されたものとみなされる者の任期は、第30条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行後新たに委嘱される連絡協議会の委員の任期は、第30条第1項の規定にかかわらず、令和〇年〇月〇日までとする。

5 この条例の施行の際現に旧協議会の会長又は副会長である者は、それぞれ施行日に、第31条第1項の規定により連絡協議会の会長又は副会長として選任されたものとみなす。

(志布志市いじめ問題専門委員会に関する経過措置)

6 この条例の施行の際現に旧条例第9条の規定により置かれた志布志市いじめ問題専門委員会（以下「旧専門委員会」という。）の委員である者は、それぞれ施行日に、第36条第2項の規定により専門委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第39条において準用する第30条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧専門委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

7 この条例の施行の際現に旧専門委員会の委員長又は副委員長である者は、それぞれ施行日に、第39条において準用する第31条第1項の規定により専門委員会の委員長又は副委員長として選任されたものとみなす。

8 この条例の施行前に旧専門委員会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは専門委員会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧専門委員会がした調査審議の手続は専門委員会がした調査審議の手続とみなす。

(志布志市いじめ問題調査委員会に関する経過措置)

9 施行日の前日において旧条例第15条の規定により置かれた志布志市いじめ問題調査委員会の委員である者の任期は、旧条例第17条第3項の規定にかかわらず、その日に解嘱する。

生活困窮者自立支援制度相談支援状況調査票 (対象期間:平成30年4月～平成31年3月)

【作成上の注意】

- 1 調査票は、四半期毎に平成30年4月からの累計を報告すること。
- 2 調査票は、「相談受付・申込票」及び「月次実績詳細報告」を参照の上作成すること。

① 自立相談支援機関名	しづし生活自立支援センター「ひまわり」																																																																																																															
② 新規相談受付総数 (本人同意なしを含む)	124 件 ※毎月提出している支援状況調査票の件数と一致すること																																																																																																															
③ 新規相談に係る相談内容 (上段は相談受付票の◎印(主訴)の件数を、下段は○印(その他)の件数を記載(重複可)) (相談受付・申込票のご相談内容を参照)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>病気や健康・障害</th> <th>住まい</th> <th>収入・生活費</th> <th>家賃・ローンの支払い</th> <th>税金・公共料金等の支払い</th> <th>債務</th> <th>仕事探し・就職</th> <th>仕事上の不安やトラブル</th> <th>地域との関係</th> <th>家族との関係</th> <th>子育て</th> <th>介護</th> <th>ひきこもり・不登校</th> <th>DV・虐待</th> <th>食べるものがない</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主訴</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>30</td> <td>13</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>19</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>14</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>主訴以外</td> <td>32</td> <td>10</td> <td>50</td> <td>12</td> <td>18</td> <td>11</td> <td>26</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>30</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>237</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">←重複可</p> <p>※主訴の計は、②新規相談受付総数と一致すること</p>	項目	病気や健康・障害	住まい	収入・生活費	家賃・ローンの支払い	税金・公共料金等の支払い	債務	仕事探し・就職	仕事上の不安やトラブル	地域との関係	家族との関係	子育て	介護	ひきこもり・不登校	DV・虐待	食べるものがない	その他	計	主訴	4	9	30	13	6	4	19	1	2	6	1	1	10	1	3	14	124	主訴以外	32	10	50	12	18	11	26	7	3	30	6	8	10	2	10	2	237																																																									
項目	病気や健康・障害	住まい	収入・生活費	家賃・ローンの支払い	税金・公共料金等の支払い	債務	仕事探し・就職	仕事上の不安やトラブル	地域との関係	家族との関係	子育て	介護	ひきこもり・不登校	DV・虐待	食べるものがない	その他	計																																																																																															
主訴	4	9	30	13	6	4	19	1	2	6	1	1	10	1	3	14	124																																																																																															
主訴以外	32	10	50	12	18	11	26	7	3	30	6	8	10	2	10	2	237																																																																																															
④ 新規相談受付総数の内訳(本人未特定の相談を含む) (月次実績詳細報告(2P)を参照)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">性別</th> <th colspan="8">年齢</th> <th colspan="8">相談経路</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>10代</th> <th>20代</th> <th>30代</th> <th>40代</th> <th>50代</th> <th>60代</th> <th>65歳以下</th> <th>不明</th> <th>計</th> <th>本人(来所)</th> <th>本人(電話・メール)</th> <th>家族・知人(来所)</th> <th>家族・知人(電話・メール)</th> <th>自立相談支援機関が把握</th> <th>関係機関・関係者紹介</th> <th>その他</th> <th>不明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>6</td> <td>19</td> <td>1</td> <td>75</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>50</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>48</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>32</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>22</td> <td>20</td> <td>13</td> <td>29</td> <td>3</td> <td>124</td> <td>9</td> <td>19</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>83</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>124</td> </tr> </tbody> </table> <p>※性・年齢別の計、相談経路の各計は、②新規相談受付総数と一致すること</p>	性別	年齢								相談経路								計	10代	20代	30代	40代	50代	60代	65歳以下	不明	計	本人(来所)	本人(電話・メール)	家族・知人(来所)	家族・知人(電話・メール)	自立相談支援機関が把握	関係機関・関係者紹介	その他	不明	男性	1	10	6	16	16	6	19	1	75	7	11	3	2	2	50	0	0	75	女性	3	8	9	6	4	7	10	1	48	2	8	1	3	2	32	0	0	48	不明	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	計	4	18	15	22	20	13	29	3	124	9	19	4	5	4	83	0	0	124
性別	年齢								相談経路								計																																																																																															
	10代	20代	30代	40代	50代	60代	65歳以下	不明	計	本人(来所)	本人(電話・メール)	家族・知人(来所)	家族・知人(電話・メール)	自立相談支援機関が把握	関係機関・関係者紹介	その他		不明																																																																																														
男性	1	10	6	16	16	6	19	1	75	7	11	3	2	2	50	0	0	75																																																																																														
女性	3	8	9	6	4	7	10	1	48	2	8	1	3	2	32	0	0	48																																																																																														
不明	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1																																																																																														
計	4	18	15	22	20	13	29	3	124	9	19	4	5	4	83	0	0	124																																																																																														
⑤ 初期対応状況(初回スクリーニング実施時の状況) (月次実績詳細報告(3Pの2)を参照)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">緊急支援の必要性</th> <th colspan="7">対応・方針結果(初回スクリーニング結果)</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>緊急支援の必要性あり</th> <th>緊急支援の必要性なし</th> <th>不明</th> <th>終了</th> <th>情報提供・相談対応のみ</th> <th>他制度・他機関等へのつなぎ</th> <th>本人未同意、本人同意に向けて取り組む</th> <th>継続支援し、プラン策定</th> <th>断・終了</th> <th>スクリーニング判断前</th> <th>不明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>104</td> <td>2</td> <td>49</td> <td>30</td> <td>25</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>124</td> </tr> </tbody> </table> <p>※緊急支援の必要性・対応・方針結果の各計は、②新規相談受付総数と一致すること</p>	緊急支援の必要性			対応・方針結果(初回スクリーニング結果)							計	緊急支援の必要性あり	緊急支援の必要性なし	不明	終了	情報提供・相談対応のみ	他制度・他機関等へのつなぎ	本人未同意、本人同意に向けて取り組む	継続支援し、プラン策定	断・終了	スクリーニング判断前	不明	18	104	2	49	30	25	20	0	0	0	124																																																																														
緊急支援の必要性			対応・方針結果(初回スクリーニング結果)							計																																																																																																						
緊急支援の必要性あり	緊急支援の必要性なし	不明	終了	情報提供・相談対応のみ	他制度・他機関等へのつなぎ	本人未同意、本人同意に向けて取り組む	継続支援し、プラン策定	断・終了	スクリーニング判断前		不明																																																																																																					
18	104	2	49	30	25	20	0	0	0	124																																																																																																						

プラン策定			アセスメント結果の整理(初回プランのみ)※重複可																									
初回プラン策定	再プラン策定	計	病気がけが・障害	自死企図	その他メンタルヘルスの課題	住まい不安定	ホームレス	経済的困窮	(多重・過重)債務	家計管理の課題	就職活動・定着困難	生活習慣の乱れ	社会的孤立	家族関係・家族の問題	介護・子育て	不登校・非行	中卒・高校中退	ひとり親	DV・虐待	外国籍	刑余者	コミュニケーションが苦手	本人の能力の課題	被災	その他	不明	計	
20	3	23	15	0	7	4	0	19	13	17	14	3	4	14	7	1	2	4	0	1	0	2	1	0	0	0	0	##

※プラン策定件数の計は、毎月提出している支援状況調査票の件数と一致すること

⑥ プラン策定状況(相談内容・性別・年齢・法に基づく事業の利用等)

(月次実績詳細報告(3Pの3, 6Pの8及び7Pの8)を参照)

性別	年齢							計	
	10代	20代	30代	40代	50代	60代	65歳以上		
男性	0	2	2	4	2	2	3	0	15
女性	0	3	0	2	0	0	0	0	5
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	5	2	6	2	2	3	0	20

(初回プランのみ)

※性別・年齢別の計は、初回プラン策定件数と一致すること

法に基づく事業等の利用						その他		計(重複可)
住居確保給付金	一時生活支援事業	家計相談支援事業	就労準備支援事業	認定就労訓練事業	自立相談支援事業による就労支援	生活福祉資金による貸付	生保等就労自立促進事業	
0	0	0	5	0	16	7	0	28

(初回プランのみ)

⑦ 支援により見られた変化

(月次実績詳細報告(8Pの9)を参照)

変化の有無				変化の内容(左欄で有を選択した場合のみ記入)																				
有	無	不明	計	生活保護適用	家計の改善	債務の整理	就労収入増加	就労開始(一般就労)	就労開始(中間的就労)	職場定着	就職活動開始	就業訓練の開始・就学	医療機関診断開始	健康状態の改善	障害手帳取得	住まいの確保・安定	社会参加機会の増加	生活習慣の改善	対人関係・家族関係の改善	自立意欲の向上・改善	孤立の解消	精神の安定	その他	計(重複可)
26	0	0	26	2	24	11	16	13	2	5	3	1	6	12	2	10	13	11	12	19	14	9	0	185

(初回プランのみ)※中断を除く

⑧ 支援調整会議(プラン策定、評価実施)の開催回数(月次実績詳細報告(4Pの6)を参照)

49 回

令和元年8月28日

幼稚園運営事業(市立山重幼稚園) 事業概要

志布志市教育委員会教育総務課

1 目的(学校教育法第22条)

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する。

2 事業内容

(1) 園児数(定員35名)

令和元年8月1日現在

年度	満3歳	3歳	4歳	5歳	計
28	3(1)	8	2	10(2)	23(3)
29	0	4(1)	7	2	13(1)
30	2	0	5(1)	8	15(1)
31	0	2	0	4(1)	6(1)

() は山重小校区の園児(再掲)

(2) 運営体制

園長	1名	山重小学校 校長兼務
副園長	1名	〃 教頭兼務
養護教諭	1名	〃 養護教諭兼務
主任教諭	1名	市職員
教諭	2名	市嘱託職員
計	6名	

(3) 運営費(収入) 平成30年度実績

保育料	363,500
施設型給付費(曾於市・大崎町分)	2,047,535
計	2,411,035

(4) 運営費(支出) 平成30年度

節	金額	備考
報酬・給料	8,832,055	嘱託職員報酬・一般職給料
職員手当	2,566,540	扶養・通勤・時間外・期末・勤勉
共済費	2,188,069	地公共組等負担金・社保・労災・雇用
賃金	237,000	臨時職員
報償費	144,000	謝金
旅費	43,928	普通旅費・管内出張旅費
需用費	542,174	消耗品費・燃料費・食糧費・印刷製本費・光熱水費・医薬材料費
その他	319,954	役務費・委託料・使用料・備品購入・負担金
計	14,873,720	

3 現状の課題

山重幼稚園は、山重小学校との交流を通じて、異年齢集団との関わりを学んでいくという他には無い特色ある取り組みを行い、幼児教育の充実が図られている。

しかし、送迎が無いことや、延長保育を行ってはいるが時間が限られているため、共働き世帯が増えている今、預けやすい環境が求められ、年々園児数が減少傾向にある。

また認定こども園等も設置されている中で、山重幼稚園は保育料が私立に比べ安いということがあったが、令和元年10月からは幼児教育無償化が開始され、園児確保は益々困難になることが考えられる。今後の山重幼稚園の方向性を早い段階で示す必要がある。